



豊能秘第号
令和4年2月28日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中宏和様
同 北大阪地域協議会
議長 溝口博己様
同 豊能地区協議会
議長 荒木紀久様

豊能町長 塩川恒敏

2022(令和4)年度政策・制度予算に対する要請について

令和4年1月12日付け標記要請につきまして、下記のとおり回答いたします。

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策【7項目】

(1) 就労支援施策の強化について

<継続>

① 「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の機能強化について

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で策定された事業計画について、コロナ禍の制限による影響で、市町村事業の取り組みが十分に行われたかどうかを検証するとともに、令和3年度実績で達成されなかった事業については取り組みを強化し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう事業を充実させること。加えて、当事者に寄り添った「オンライン相談サービス」や「職業紹介サービス」を開拓するなど、職業能力開発や就労、社会とのつながりを持つことに関する情報提供や啓発を強化すること。

(回答)

本町においては、とよの地域サポートステーションを中心に、関係機関が連携して、就労支援等を行っており、新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、当初予定の計画どおり実施できているものと考えています。オンラインサービス等、情報通信環境を整備する必要のあるものは実施に至るのは困難と思われますが、今後とも、福祉部局等の関係機関と連携し、情報提供・啓発に努めてまいります。

<継続>

② 地域就労支援事業の強化について

府の主導により「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、コロナ禍において特に影響を受ける就職困難層に寄り添った手厚い事業が展開されるよう、取り組みを強化すること。また、地域で働く女性の後押しができるような施策を講じるとともに、特に、ひとり親家庭への支援事業の拡充や職業能力開発支援など、総合的な施策を強化されること。

(回答)

府による「地域労働ネットワーク」の活動活性化を注視しつつ、大阪府をはじめ労働

関係機関との連携を図り、地域における雇用労働施策に取り組んでまいります。

＜継続＞

③障がい者雇用の支援強化について

本年3月より法定雇用率が引き上げられ、対象となる事業主の範囲が「常用労働者43.5人以上」に広がり、確実な対応が求められている。法定雇用率達成に向けた施策の具現化と併せて、本人の意思を尊重した合理的配慮や相談体制を充実させる施策を進めること。また、中小企業における障がい者雇用の推進のため、特に障がい者の受入実績がない「雇用ゼロ企業」に対する雇用前後の支援を強化すること。

(回答)

障害者を雇用する職種が少ない状況ですが、法定雇用率の遵守に努めるとともに、関係機関と連携し、障害者差別解消法等に基づく合理的配慮や相談体制の充実に努めます。中小企業に対する支援については、商工会と連携して取り組んでまいります。

＜継続＞

(2)男女共同参画社会の推進に向けて

2021年3月に策定された「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、町庁内の関係部門が連携した取り組みを行うこと。特に、町民に対し、本プランをアピールするためのリーフレットの作成やホームページ、SNSなどでの情報発信を行い、大阪府の男女共同参画社会実現に向けた方針の理解促進に努めること。

(回答)

男女共同参画社会の実現に向けて、本プランをアピールするために、ホームページなどの情報発信を行うとともに、町の男女共同参画プランの見直しを契機に、一層の町民の理解促進に努めてまいります。

(3)労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

＜継続＞

①「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

働き方改革関連法に関して、本年4月より「同一労働同一賃金」が中小企業にも適用され、「パワハラ防止法」についても努力義務期間を設けたうえで、2022年4月から防止措置が義務化される。中小企業は労務管理が脆弱なこともあります、支援体制を充実・強化すること。

(回答)

労働法制については、労働者、企業、経済団体に十分な周知・徹底を図るとともに、商工会等、関係機関と連携して支援体制の充実・強化に努めてまいります。

＜継続＞

②外国人労働者が安心して働くための環境整備について

生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要となる基本的な日本語能力を身につけるため、外国人労働者に学習の場の提供や、既に学習支援を実施するNPO・NGOなどと連携し、事業を委託するなど予算を検討すること。

加えて、外国人技能実習生や特定技能実習生の受け入れ企業に労働法令等を順守させる

とともに、労働や生活に関する相談機能を強化すること。さらに、新型コロナウイルス感染症に係る情報提供については、分かりやすい日本語を始めとする多言語による最新の情報提供に努めること。

(回答)

町の財政状況に鑑み、新たな予算措置は困難です。町商工会や関係機関と連携し、情報発信及び就労支援の機能充実に努めてまいります。

<継続>

(4) 治療と職業生活の両立に向けて

新型コロナウイルスによる重症化リスクが高いとされる基礎疾患を抱えながら働く者の配慮を含め、治療が必要な疾病を抱える労働者が業務によって悪化させること等がないよう、また、離職することなく安心して働きながら治療することができるよう関係機関と連携し、相談窓口や治療と仕事の両立支援に関する施策を広く町民に周知すること。加えて、テレワークの普及等による新たな働き方にも対応した両立支援が実施されるよう検討すること。

(回答)

関係機関と連携し、支援に関する施策の情報提供に努めてまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策【8項目】

(1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

①ものづくり産業の育成強化について

ものづくり企業の従業員やOB人材を改善運動のインストラクターとして養成するとともに、「改善インストラクター養成スクール」の開設に向けて関係部局と連携した支援を創設・拡充し、ものづくり産業の維持・強化に努めること。

(回答)

標記スクールの開設等、大掛かりな予算措置を伴うインフラ整備については、本町の財政状況に鑑み、現状では不可能です。地域・地場企業と連携し、技術・技能人材の育成を継承・支援するためのソフト施策の展開に努めてまいります。

<継続>

②若者の技能五輪への挑戦支援について

中高生からものづくりに関心が持てるような機会を与えるとともに、中小企業で働く若者が技能五輪に挑戦できるよう、当事者に対する支援を充実させること。加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を輩出させる中小企業に対して、直接的な助成を行うこと。

(回答)

教育委員会等と連携し、学校活動において標記機会の創出に努めてまいります。中小企業に対する直接的な助成は困難ですが、町商工会と連携し情報提供等の取り組みを進めてまいります。

<継続>

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

コロナ禍による中小・地場企業の経営実態を見極め、中長期にわたる安定的な融資・保証制度を確実に実行するとともに、煩雑な手続きにならないよう、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度を実施すること。さらに、極めて厳しい状況にある中小企業に対しては、給付型の支援や融資枠を拡大するなど資金繰り支援策を検討し、予算措置を大阪府に求めること。

(回答)

町商工会と連携し、中小企業の要請に応じ、必要な対策に努めます。

＜継続＞

④事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて

帝国データバンク大阪支社の本年5月調査によると、大阪府のBCP策定割合は、16.1%と昨年より0.8ポイント上回ったものの、全国水準（17.6%）よりも低く、企業規模別で見ると、近畿では大企業と中小企業の差が2倍以上となっている。各地で頻繁に起こる自然災害や感染症の拡大により、策定の意向は高まっているものの、引き続き、「BCP策定大阪府スタイル」の積極的な啓発活動に取り組むとともに、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させること。また、BCP策定に優遇措置を与えるなど、策定率向上に向けた対策を講じること。

(回答)

自然災害だけでなく、感染症に関するものにも対応できるよう、BCPの必要性と策定の啓発に取り組んでまいります。

＜継続＞

(2)取引の適正化の実現及び相談体制の強化に向けて（★）

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化、下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しづ寄せ」防止のための総合対策の着実な実行など、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底するとともに、コロナ禍が長期化することを踏まえた相談体制の充実と対面以外での体制を構築すること。

(回答)

町商工会と連携し、町内各事業所へ関係法令の周知徹底を行うとともに、相談体制の充実に努めてまいります。

＜継続＞

(3)総合評価入札制度の早期導入と公契約条例の制定について

公契約において、公正労働基準の確保、企業の技術力や品質の適正な評価、環境や福祉、男女平等参画、安全衛生など社会的価値やコンプライアンス遵守なども併せて評価する総合評価方式の導入を促進すること。併せて、公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

(回答)

本町では総合評価入札制度及び公契約条例については、検査評定制度の拡充や技術力評価等の専門的知識を有する職員の育成等の課題があり導入できていませんが、今後も住民福祉及び適正な労働条件の確保等に配慮しながら、公正な契約・入札制度改善に取

り組んでまいります。

＜継続＞

(4) 「中小企業振興基本条例」の制定促進に向けて

大阪の経済活性化の担い手として重要な役割を果たす中小企業等の振興をめざす「中小企業振興基本条例」の制定促進に向けた環境整備を進めるとともに、条例において地域における労働団体の役割・責任を明確にすること。

(回答)

中小企業振興基本条例の制定促進については、町商工会と連携し、早期に制定できるよう努めてまいります。

＜継続＞

(5) 地域活性化に向けたふるさと納税の活用について

ふるさと納税は、地域の活性化に向けたさまざまな政策を実現する手段として重要な役割を果たす制度であることから、より一層のアピールを強化するとともに、使途の分野については、豊能町の地域活性化に資する運用となるよう、適切な制度活用を促進すること。

(回答)

ふるさと納税の趣旨に合った健全な形で、ふるさと納税の充実、PRに努めてまいります。また、使途については、寄附者の意思に沿った運用が必要です。引き続き寄附者が選択した使途に沿って運用してまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策【14項目】

＜継続＞

(1) 地域包括ケアの推進について（★）

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・量とともに十分な介護サービスの提供体制を整備するとともに、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、町が個別に抱える課題に対して必要な支援を大阪府に求めること。加えて、新たに策定された「大阪府高齢者計画2021」の推進へ向け広く町民に示すとともに地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

(回答)

地域包括ケアシステムの実現には、介護サービスの利用者が必要なサービスを選択することができるよう、様々な在宅や施設サービスを計画的に整備していく必要があると考えています。今後も引き続き、営利・非営利を問わない多様な事業主体をはじめ、地域に根ざした住民参加型組織など、サービス事業者の参入促進に努めていきます。

＜継続＞

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

町民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度改定すること。また、AYA世代におけるがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。加えて現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」の推進に向け町としての取り組みを強化すること。進捗状況についての検証を行うこと。さらに、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージスマイル”」等を町民により広くPRする取り

組みを行うこと。

(回答)

健康寿命の延伸をめざした健康づくり事業や、大阪府などの関係機関と連携した生活習慣病の予防や意識向上につながる取り組みを強化していきます。

また、健診の受診率向上と早期発見のため、健診機会の確保に努めるほか、事業者健診等他法令に基づくデータについても収集に努め、同時に、大阪版健康マイレージ事業との連携を検討し、関心をもってもらえるよう広報や周知方法について、さまざまな機会を捉え充実に努めていきます。

(3) 医療提供体制の整備に向けて (★)

<継続>

① 医療人材の勤務環境と待遇改善について

医療現場の実態を把握し、労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備とともに、看護師の労働条件についても整備を進めること。安全で質の高い医療・看護を提供するとともに緊急事態を想定した医療人材の確保へ向けて、待遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。さらには、潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関と連携し構築すること。

(回答)

公立の総合病院は開設しておりませんが、国民健康保険診療所があり、そこで働く者の働きやすい環境づくりに努めています。

<継続>

② 医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けた取り組みについて

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児を理由に離職した女性医師の復職支援研修など効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、医療分野における地域間格差の解消へ向け地域の医療ニーズや人口構造の変化二次医療圏内で医療需要の増加が見込まれる病床機能の確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用をさらに促進すること。

(回答)

医師不足や医師の偏在は、医療サービスの水準を確保することが困難な状況になり、特に、産科・小児科医の不足は、地域で子どもを安心して産み育てる上で大きな課題となります。

(4) 介護サービスの提供体制の充実に向けて (★)

<継続>

① 介護労働者の待遇改善と職場定着に向けて

介護労働者の確保と定着、離職防止のために、待遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習

費の支援を拡大すること。さらには、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。また、介護職場における労働環境の改善へ向けて見守りシステムなどのIT導入にかかる費用に対する補助を行うとともに、介護業界と連携しイメージアップへ向けた取り組みを行うこと。

(回答)

介護職員等の処遇改善・人材確保については、本町においても課題の一つととらえ、ホームヘルパーはじめ高齢者保健福祉及び介護保険に関わるすべての職種・人材の資質向上に努めるほか、ボランティアやNPOなど多様な事業主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援してまいります。

また、事業所に対する情報提供や介護職員処遇改善加算等の取得に関する支援に合わせ、職員の意欲の向上につながるキャリアアップの仕組みづくりや介護・福祉職に対するイメージアップを図るために取組みについても、大阪府等と連携しながら進めてまいります。

<継続>

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが地域のニーズに則した、身近な範囲で一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう取り組むこと。また、家族の介護や家事に追われ十分な学校生活を送ることができないヤングケアラーを確実に支援するため、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを構築するとともに、相談体制を強化すること。さらには、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえるよう、周知・広報等に取り組むこと。

(回答)

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを推進する中核的な機関であることから、その機能を十分に発揮することができるようセンターの体制強化に努めています。

また、介護サービスを必要とする家族（ヤングケアラーも含む）に対する相談・支援体制を図る観点から、センターでの相談機能体制の充実を図ります。

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)

<継続>

①待機児童の早期解消に向けて

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。加えて、待機児童の減少へ向けた必要な取り組みの支援を大阪府に求めること。さらには、障がいのある児童の受入や、兄弟姉妹の同一保育施設への入所など保育の質を向上させること。

(回答)

現在、本町におきましては待機児童はありませんが、年度途中で入所園を待っていた

だくこともあります。小規模保育事業等の地域型保育事業施設は、町内にありません。施設の申請があった時点で基準等十分に協議してまいります。

＜継続＞

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、保育士の確保へ向けた独自の助成金の創設や、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。加えて「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施へ向け取り組むこと。

(回答)

正規職員の定年退職の補充を新規職員の採用で補い適正な配置に努めており、配置先職場においては、研修機会の確保に配慮いただいている状況にあります。また、労働条件や職場環境については、人事担当部局や労働組合と協議をしながら改善に努めています。

＜継続＞

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムを整備すること。加えて保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

(回答)

本町単独実施するにはとても困難な状況ですが、施設の整備や人員確保等について努めてまいります。

＜継続＞

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等町による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、事業者や保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

(回答)

本町内には企業主導型保育施設はありませんが、仕組み作りに努めます。

＜継続＞

⑤子どもの貧困対策と居場所支援について

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」の推進に向け町における取り組みを強化すること。困窮家庭における相談窓口を一本化することにより必要な支援が確実に享受できる体制の

構築を推進するとともに、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間における相談体制を充実させること。さらには、行政手続きの簡素化をおこなうこと。また、NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、「子どもの居場所」として、地域との繋がりを深める重要な拠点であることから、「子ども食堂」への支援を強力に行うこと。また、「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた取り組みを行うこと。

(回答)

子どもが安心・安全に過ごせる居場所づくりについて、今後も関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

<継続>

⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加していることから、町民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、増加する相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

(回答)

今年度も11月にオレンジリボンキャンペーンの啓発活動を実施し、同月には虐待防止講演会も実施しています。

また、「子育て世代包括支援センター」（基本型・母子保健型連携）を、さらにワンストップ相談窓口において利用者がサービスを円滑に利用できるよう環境整備を行い、妊娠期から子育て期にわたるまで地域の特性に応じた切れ目のない支援を行っています。

<継続>

⑦小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子どもの救急医療体制を整えること。

(回答)

小児救急患者が適切な救急医療を受けることができるよう、北摂地域の4市2町が連携し、豊能広域こども急病センターを開設しています。小児救急患者が一年を通して休日、深夜、早朝であっても必要な初期救急医療が受けられる体制の充実に努めてまいります。

<新規>

(6)自殺念慮者に対する相談体制の強化について

相談員の増員や研修制度の充実、さらにはSNSによる相談体制を充実するなど、相談体制を強化すること。また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うために、NPOなどの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。

(回答)

令和2年（2020年）4月に開設した福祉の総合的な相談窓口である福祉相談支援室のさらなる周知を図り、悩みを抱えた時に相談できる窓口として相談活動を展開しています。

また、ゲートキーパー養成研修などを実施することにより、法律相談や行政相談、消費生活相談、経営相談、障害者雇用相談、人権相談、教育相談、介護相談等、各種相談に訪れる人の中から自殺リスクを抱えている人を早期に発見し適切な支援につなぐことができる体制づくりに努めます。

4. 教育・人権・行財政改革施策【8項目】

<継続>

(1) 指導体制を強化した教育の確保と資質向上について（★）

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月45時間、年360時間）」を遵守すること。また、教職員の欠員対策については、代替者が確実に確保できるよう、21年度から試験的に実施している事前任用を中学校等へも広げるなど、課題解決をはかるとともに、子どもの虐待や自死など課題が深刻化している状況をふまえ、すべての学校にスクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）を早期に配置すること。

(回答)

教員の長時間労働を是正につきましては、校務支援システムの導入、部活動の休養日や夏休み中の学校閉庁日の設定、留守番電話の導入など、教員の負担軽減に取り組んでおり、在校等時間の上限の遵守に努めます。

なお、本町においては、スクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）を全学校に配置しています。

<継続>

(2) 奨学金制度の改善について（★）

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を国に対して求めること。また、従来からの支援制度のみならず、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たに町独自の返済支援制度を検討すること。さらには、コロナ禍によって返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。

(回答)

日本学生支援機構奨学金の給付型奨学金制度が拡充されるよう、大阪府と連携し国に対し要望してまいります。町単独事業としての奨学金返済支援制度の創設につきましては、本町の厳しい財政状況下では困難です。

(3) 人権侵害等に関する取り組み強化について

<継続>

①差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていないことからも、あらゆる差別の解消に向けSNSやインターネット上に氾濫する差別の実態を把握するとともに、差別解消に向けた具体的な施策を講

じること。さらには、無意識による無理解や偏見による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上へ向けた周知をおこなうこと。

(回答)

引き続き、住民への啓発活動やその他対応を検討してまいります。

<継続>

②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・町民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。合わせて2017年3月に策定された「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」の推進を図ること。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、貴町においても条例設置をめざすこと。

(回答)

多様な価値観を認め合うために、豊能町の各種団体で構成されている豊能町人権まちづくり協会等とも連携し、啓発活動に取り組んでまいります。また、パートナーシップ宣誓証明制度に基づいた条例等の設置については、近隣市町村の動向も踏まえ検討を進めてまいります。

<継続>

③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化すること。また、応募用紙については「統一応募用紙」「厚生労働省履歴書様式例（2021年策定）」の使用や面接時における不適切な質問を行わないように企業や関連団体等に対して周知徹底すること。加えて部落差別解消法について町民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

(回答)

豊能町の各種団体で構成されている豊能町人権まちづくり協会等と協力し、さらなる啓発活動等に努めてまいります。

<新規>

(4) 財政状況の健全化について

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、感染症対策の強化や感染拡大防止のための措置などによって、町の財政状況が住民サービスに影響を与えるような事態に陥っていないか財政状況を明らかにするとともに、大阪府に対して必要な財政支援を強力に求めること。

(回答)

本町では、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した感染症対策や感染拡大防止を行っております。令和2年度の実質収支は黒字となり、経常収支比率は改善しておりますが、依然として財源の半分以上を地方交付税や各種交付金などの依存財源に頼っている状況であります。今後も新型コロナウイルス感染症による影響

の長期化が予想され、その対策には財政支援は不可欠であり、引き続き支援が受けられるよう要望してまいりたいと考えております。

＜新規＞

(5) 行政におけるデジタル化の推進について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって支援の迅速化が求められていることから、行政によるデジタル化の推進を強力に推し進める事により、手続きの簡素化や迅速化を図るデジタルセーフティーネットの構築を目指すこと。また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けて取り組むこと。さらには、行政が主催する会議体については、参集と併用してオンラインによる参加を可能とする体制を整備すること。

(回答)

国の自治体DX推進計画の中でも自治体の行政手続きのオンライン化は、重点取組事項として位置づけられており、住民の利便性向上や業務効率化によるメリットが期待できるため、積極的に推進していきます。また、高齢者等のデジタル弱者に対してのデジタルデバイド対策も併せて実施することで、情報格差が生まれないよう対処してまいります。

＜継続＞

(6) 投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

(回答)

本町においては、現在の投票所（期日前投票所も含む）以外の候補施設について、投票所の広さや立地等の課題があり、新設や移設は実現しておりませんが、民間施設など候補を広げ、有権者に配慮できるよう取り組んでまいります。また、投票時間の弾力的な設定についても、時間別の投票者数をもとにより多くの有権者が投票の機会を得られるよう取り組んでまいります。投票方法については、要請に基づき、検討してまいります。

5. 環境・食料・消費者施策【6項目】

＜継続＞

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

食品ロス削減にむけて「大阪府食品ロス削減推進計画」を広く市民へ周知いただくとともに、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」を拡大していくため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。また、町民に対し「食べ残しそれぞれ」を目的とした「3010運動」については、コロナ禍において運動の広がりが困難であるが、アフターコロナに向けて引き続き効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持

ち帰り」を基本とする環境整備を進めること。また、コロナの影響で農作物の破棄も見受けられることから、有効に活用できる方策も検討すること。

(回答)

食品廃棄物（食品ロス）の削減については「第2次豊能町ごみ処理基本計画」において減量と資源化目標を達成するための施策の一つに「適量購入の促進（食品ロスの削減）」として掲げています。「適量購入の促進を図ることにより、食品ロスの削減につなげよう」ということで、住民に食料品などの適量購入を呼びかけて、賞味期限切れで捨てられる食料品などの発生を抑制していきたいと考えています。

依然と続くコロナ禍において食品廃棄物削減啓発活動できていない実情ですが、ホームページ等で「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」や「3010運動」などの施策も周知してまいります。

<継続>

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ渦におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

(回答)

豊能町社会福祉協議会が実施するフードドライブに協力し、役場内に食品回収場所を設置するなど、社会福祉協議会と連携し、食支援を行います。

<継続>

(3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、町独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

(回答)

消費者庁や大阪府消費生活センター等関係機関との情報共有を図りながら、消費者教育の推進に関する法律の基本的な指針に従い、引き続き消費者市民社会を目指す消費者教育の啓発に取り組んでまいります。

<継続>

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。新型コロナウイルス感染症拡大に乘じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。

(回答)

特殊詐欺事案とその対策など防犯情報については、警察署等から情報入手直後に登録制メールでの注意喚起や、情報量等を踏まえ町広報紙やホームページ等への啓発記事の掲載を行っています。なお、自動通話録音機の貸し出しや詐欺対策機能付電話機の購入補助については、現時点では行っていません。

＜新規＞

(5) 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と

その実践に向けた産業界との連携強化について

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、すでに「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」が進むよう取り組むこと。とりわけ、政府の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。さらには、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示した2030年に向けて取り組む項目について大阪府と連携するとともに、町民・事業者への周知を行うこと。

グリーン成長戦略で実行計画が策定されている14分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関して広く共有化を図り、規制の見直しなどを含めて、地方自治体として必要な支援を強化していくこと。

(回答)

近年、これまでに経験したことのない集中豪雨や猛暑などにより自然災害が頻発するなど、気候変動は深刻な状況となっており、今後は、温暖化対策の段階を引き上げていくことを検討してまいります。

また、同時に、その対策は、環境保全と経済成長の好循環をもたらすものでなくてはならないと考えることから、住民や事業者等との連携の方法についても併せて検討してまいります。

＜新規＞

(6) 再生可能エネルギーの導入促進について

再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

(回答)

地域新電力会社「(株)能勢・豊能まちづくり」と連携し、地域内での再生可能エネルギー開発を進めるとともに、公共施設への再生可能エネルギーの積極的導入をはじめとする再生可能エネルギーの利用促進と地産地消を推進してまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策【11項目】

＜継続＞

(1) 交通バリアフリーの整備促進について

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーター・エスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討す

ること。

(回答)

駅のエレベーター・エスカレーターの維持管理・更新費用に対する財政支援措置については、必要に応じて国・大阪府への働きかけを行ってまいります。

<継続>

(2) 安全対策の向上に向けて

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、町や民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

(回答)

鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の設置費用に対しての助成や税制減免措置などの財政措置の拡充・延長などについては、必要に応じて国・大阪府への働きかけを行ってまいります。

また、交通弱者を含めた利用者の安全確保に向けて、交通事業者を含めた関係機関との連携・協力のあり方について検討してまいります。

<継続>

(3) キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや通学中の児童や保育士が巻き込まれる事故が多発している。防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置や危険力所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため、ガードレールの設置が求められていることから、危険力所から優先して未設置の所は早期の設置を行う事。あわせて、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号などのメンテナンスも行う事。

(回答)

本町では、今後も通学路等における歩道等の歩行空間の整備や交通安全教育活動等の推進を図ります。

具体的には、通学路等における歩道等の歩行空間の整備として、学校や地元自治会などからの要望を受け、本町、所轄警察署など関係者が合同で現地確認を行った上で、対策内容を検討し、交通安全施設の設置等を順次実施することにより、安全な歩行空間の確保に努めています。

また、就学前教育・保育施設が行う散歩等の園外活動の安全を確保するため、関係機関と連携をはかりながら、まずはキッズゾーンの必要性について調査を行い、各施設からの回答を踏まえたうえで関係機関と協議を重ね、設定を検討、促進に努めてまいります。

さらに、キッズゾーン設定の目的は、自動車の運転手等に対する注意喚起や意識啓発を行うものであることから、今後も関係機関と協力して啓発活動を行うなど、交通安全に努めてまいります。

<継続>

(4) 防災・減災対策の充実・徹底について (★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、町民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと

(回答)

住民の防災意識の向上を図るため、防災情報のホームページや広報紙への掲載のほか、防災マップの全戸配布、防災出前講座の実施、地区防災訓練の支援などを実施しています。防災情報の伝達手段としては、防災行政無線、ホームページ、登録制メール、おおさか防災ネット等を通じ周知を図っています。また、自治会、自主防災組織とともに感染症対策に対応した避難所開設運営訓練を継続的に実施し、町の避難所運営マニュアルを随時更新していきます。さらに、避難行動要支援者の名簿を活用した適切な避難行動に繋がるよう更なる体制整備を進めてまいります。地域防災計画について、コロナ禍の対応を含めたものに今後改訂していきます。

<継続>

(5) 地震発生時における初期初動体制について

南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。また、企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災害ボランティアセンターなどとの連携など、いつ発生するともわからない災害への対策を強化すること。

(回答)

災害の種類、レベルにより自主参集することは、正規職員には周知しており、基本的には勤務地に参集することとしています。最寄りの自治体に参集することになると、帰属自治体の災害配備に支障が出て、業務が円滑に行えないことになりますので、まずは帰属自治体への参集を優先することになります。よって、安否確認等情報の共有ができ、災害対策本部設置により業務内容が決定しなければ、自宅からの最寄り自治体での災害支援はできないものと考えます。大阪北部地震の際に、出勤困難者が出了ことは把握しており、今後、災害発生時の参集方法や連絡体制の整備を進めてまいります。

(6) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)

<継続>

①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止

のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

(回答)

これまで、新興住宅地の緑地法面をはじめ斜面崩落等の危険性がないか点検を実施しておりましたが、一昨年の7月豪雨により緑地法面が崩落したことから、豪雨時はもとより定期点検について、より一層努めてまいります。

土砂災害防止策として、土砂災害警戒危険区域を反映した防災マップを作成・周知し、危険箇所の情報提供、住民の危機意識の高揚に努めています。また、地域防災力の向上を目指して、各地区にて自主防災組織の組織化の推進、組織化した防災組織を対象に資器材の助成、地区防災訓練の支援、防災出前講座等を実施しています。

<継続>

②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、町民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時においては町民に不安を与えない様コロナ対策を行った上での対応を行うこと。

(回答)

警報以上の危険な気象情報の発表等があった場合は、町の主催事業は、原則中止又は延期としており、その都度、ホームページや登録制メール等で周知しています。

また、小中学校、保育所、幼稚園では、より詳細な基準を設け、平時より保護者や生徒等に周知を図っています。

平常時の周知に加え、災害発生時の避難所開設の際、避難所でのコロナ対策の状況を周知するとともに、避難者自身が必要な対策を実施のうえ避難するよう周知に努めます。

(7) 激甚災害時における公共交通機関の早期復旧に向けた取り組み

<新規>

①鉄道災害に対する沿線自治体との連携強化について

自然災害による鉄道被災は、鉄道用地外からの土砂・倒木流入や河岸崩壊などによって被害が拡大する事例が多く、こうした複合災害により発生した鉄道被災に際しては、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国及び市町村が責任を持って進めるよう関係機関に働きかけること。また、鉄道の早期復旧にむけてより密接に事業者や地権者といった関係主体との連携を積極的に図ること。

(回答)

自然災害における鉄道被災は、一義的には事業者の責任により復旧すべきものだと考えています。しかしながら、本町の鉄道は住民が都市部へ移動するための貴重なライフラインであり、早期復旧の重要性は十分認識していることから、国や沿線の関係市町、事業者、地権者などの関係主体との連携に努めます。

<継続>

(8) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

(回答)

暴力行為の防止を含めた防犯に関する広報・啓発活動に努めます。

また、費用補助等の支援措置については、現在の本町の財政事情等を勘案しますと困難であると考えます。

<継続>

(9) 交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの効果の検証を行うこと。

(回答)

交通弱者の移動手段として、在宅高齢者等外出支援事業を実施しており、通院、買い物、公共施設への移動を支援しています。

商業施設の開設・運営への支援等については、現在の本町の財政状況等を勘案しますと困難であると考えます。

また、移動販売等については、大阪スマートシティパートナーズフォーラムにおける取り組みとして、一般社団法人コンパクトスマートシティプラットフォーム協議会と提供可能なサービスについて検討しているところです。

<継続>

(10) 持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

(回答)

豊能町の水道事業は、平成31年4月1日に大阪広域水道企業団と事業統合し、その運営を大阪広域水道企業団が担い、職員の技術継承及びその基盤強化を図ったところです。

また、その運営には構成団体で組織される運営協議会が設置されており、総会・各部会など定期的に協議する機会が設けられています。

特に水道料金の改訂については、事前に当該市町村単位で水道利用者（住民・事業者）代表を含む検討部会が設置されて検討されたのち、企業団の首長会議に諮られ、企業団議会に提案されることとなっております。

7. 新型コロナウイルス感染症対策関連施策【11項目】

(1) 感染拡大防止に向けた対策強化について（★）

＜継続＞

① 医療提供体制の強化について

新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を生じさせないため、重症病床をはじめとした新型コロナウイルス感染症患者の受け入れのみならず、一般医療に制限をかけることのない医療提供体制を整備すること。加えて、中等症病床にて重症者の治療が可能となるよう高度な医療機器の増備を行うこと。また、当面の病床確保のみならず、新たな感染症の拡大などの緊急時に耐えうる医療人材の確保や、公・民の医療機関による連携を強化するよう大阪府へ求めること。

（回答）

感染拡大防止に向けた医療提供体制整備は、これまで同様、都道府県が主体となって推進することとされています。新型コロナウイルス感染症患者に対する医療と、他の疾患等の患者に対する必要な医療を両立させるための対策については、今後も引き続き大阪府と連携し取り組みます。

また、適切に診療及び検査を受けられる体制を構築するため、発熱患者の診療・検査が可能な医療機関を大阪府が指定しています。この医療機関では、発熱等の患者とそれ以外の患者の動線を分け、感染防止対策を講じた上で診療にあたっています。

＜継続＞

② 感染者受け入れ体制の強化について

新型コロナウイルス感染者を受け入れる療養施設（ホテル等）は、自宅療養を必要とする特別な事情を要する患者を除き、受け入れを可能とする充分な確保を行うこと。また、宿泊患者の急な容体悪化に迅速に対応するため、医師の配置や医療機関との連携を強化すること。さらには運営上の課題に対する相談窓口の設置をおこなうとともに、運営する施設の従業員に対する感染防止対策に掛かる費用を負担すること。

（回答）

感染者受入れ体制の整備は、これまで同様、都道府県が主体となって推進することとされています。本町内には、軽症患者及び無症状患者のための宿泊療養施設はありません。感染拡大防止対策については、今後も引き続き大阪府と連携し取り組みます。

＜継続＞

③ P C R 検査の拡充について

新たな感染拡大の予兆を掴み、拡大を未然に防止するためにワクチン接種と並行しな

がら、PCR検査等の検査体制を拡充するとともに、濃厚接触者に指定された者の検査を確実に行うこと。また、過去にクラスターが頻繁に発生している医療機関、高齢者施設、保育所、福祉施設等については、定期的な検査を行うなどクラスター発生を未然に防止する措置を強力に推し進めること。さらには、無症状者による感染拡大を防止するためにも、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、希望する労働者が簡便に検査を受けることが可能な体制を整えること。

(回答)

PCR検査は、感染者を見つけることで周辺への感染予防対策を十分に行うことができるという点でメリットがあります。

一方で、感染症患者に対する医療体制強化や軽症者等の受け皿の整備等、検査後の対策との兼ね合いなかでバランスを見ながら実施することが必要だと考えています。

<新規>

④感染防止のための支援拡充について

医療機関、高齢者施設、学校、保育所、対面サービス業のみならず、さまざまな事業所が感染防止のためにマスクや消毒液など物資の購入や換気設備の設置を行っていることから、必要な物資の購入等に対する費用の助成を行うこと。また、通勤、オフィスワークにおける感染防止のため、時差出勤やテレワークを導入する事業所に対して、自治体としての指針を示すとともに、中小企業など労務管理が脆弱な事業所に対する相談窓口を設置し体制整備を強化すること。

(回答)

財政部局と連携の上、新型コロナウイルス感染症拡大防止に必要な物資の購入に対して、費用助成の実施に努めてまいります。また、町商工会等と連携し、指針の作成と適切な運用が行われるよう、体制整備に努めてまいります。

<新規>

⑤緊急事態宣言等の発令に伴う説明と周知について

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴う感染拡大防止の効果を発揮し、事態を収束するためには、意識と行動変容を促し、意義と目的を共有することが重要であることから、町民へ客観的根拠に基づく丁寧な説明とメッセージの発信を行うこと。

(回答)

コロナ禍での住民への行動の呼びかけについては、町ホームページの緊急情報などにより随時周知していますが、緊急事態宣言等の発令時には、さらに町長メッセージを発信しており、今後も継続して実施に努めます。

<新規>

⑥ワクチン接種体制の強化について

ワクチン接種が迅速かつ計画的に確実に行われるよう、必要な支援を大阪府へ求めるとともに、国に対して計画通りのワクチン供給ができるよう連携を強化すること。また、副反応情報などの確実な情報収集と町民に対する正確な情報提供を行うこと。

(回答)

ご指摘のように、ワクチン接種につきましては速やかに接種される行われるべきですが、当初の接種スキームがたびたび国により急遽変更され、本町の接種の能力以上の体

制が求められています。まずは、安全性重視であると考えています。また、望まれるワクチンも十分な数量が届かない現実もあります。機会がある毎に大阪府等へも問題提起したいと考えております。

また、副反応情報などにつきましては情報が入り次第、提供に努めてまいります。

＜継続＞

⑦感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いの禁止について

医療従事者はもとより、エッセンシャルワーカーや感染者などへの差別的発言やSNSを利用した誹謗中傷などを根絶するため、広く町民に対して啓発活動を行うこと。また、差別的発言に至る背景には、情報の不足による不安や偏見があることから、正確かつ迅速な情報発信をより一層強化すること。さらには、ワクチン接種は自己の判断によるものであり、同調圧力による接種の強制や、接種しない者への差別的発言や不利益な扱いを行わないよう広く町民に対する啓発活動を行うこと。

(回答)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に従事する医療従事者や国民生活を維持する人々への心ない言葉や中傷、差別的な言動など、正確な知識を得るよう積極的な情報提供と啓発を行い、安定した市民社会の維持や差別のない社会の構築に努めてまいります。

また、接種券を送付するお知らせのなかに、未接種者に対する接種への強制や差別がないよう、注意喚起する文章を入れております。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策に関する支援の強化について（★）

＜新規＞

①雇用調整助成金特例措置の継続について

雇用調整助成金の特例措置は雇用の維持に重要な役割を担っており、打ち切りや減額を行うことは失業者の増加に繋がり得ること、さらには、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金についても、事業所より休業手当の支払いを受けることが出来なかった労働者にとって、生活を維持するためには必要不可欠な制度であることから、それぞれ新型コロナウイルス感染症による影響が沈静化するまで継続すること。また、財源については新型コロナウイルス感染症対策として一般会計より支出するよう、国に対して強力に働きかけること。

(回答)

雇用調整助成金特例措置の継続等、新型コロナウイルス感染症に係る助成については、同感染症の影響が沈静化するまで、その財源措置を含めて国に対して要望します。

＜新規＞

②新型コロナウイルス感染症拡大における各種支援制度の支給迅速化について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、雇用調整助成金や事業所を対象とした営業時間短縮等協力金、個人を対象とした休業支援金など、さまざまな支援制度については、支援を必要とする者が確実に支援を受けることができるよう認知度を高める取り組みを強化するとともに、支給の迅速化へ向けた体制を整備すること。

(回答)

雇用調整助成金特例措置の継続等、新型コロナウイルス感染症に係る助成については、

同感染症の影響が沈静化するまで、その財源措置を含めて国に対して要望します。

＜新規＞

③生活困窮者への支援について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業・休業を余儀なくされた生活困窮者が増加していることから、支援金を拡充するとともに生活相談者自立支援の相談窓口を充実させること。特にシングルマザーをはじめとする「ひとり親」家庭に対する支援を強化すること。また、住居確保給付金の12カ月を超えたさらなる延長や、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付における返済の据置期間の延長など、実効性ある支援を国に対して求めること。さらには、現行の支援制度の活用状況を検証し、支援を必要とする者に確実に届くよう認知度を高める取り組みを行うとともに、活用の進んでいない支援制度の活用促進へ向け取り組むこと。加えて、複雑な手続きが制度の利用を妨げることのないように手続きを簡素化すること。

(回答)

引き続き大阪府池田子ども家庭センターと連携し、生活困窮状態からの早期脱却に向けた、相談支援員による継続的支援を行います。

町（行政）では、新たに設置した福祉相談支援室で事前相談に対応し、他法・他施策の窓口や関係機関と連携し、必要に応じて自立相談事業へつなげます。

また、大阪府池田子ども家庭センターが実施する「豊能町生活困窮者自立支援調整会議」に参画し、生活困窮者の早期発見や適切な支援につなぐことができるよう、関係機関とのネットワークを強化します。

＜新規＞

④事業所支援の拡充について

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食・観光業のみならずサプライチェーンで連なる事業所や、対面サービス業、さらには人流を抑制することによって危機に陥っている産業などさまざまであり、企業の経営努力のみで補え切れるものではないことからも、新たな支援制度や補助金の創設など国に対して求めること。

(回答)

町商工会等の関係機関と連携の上、新たな支援制度や補助金の創設などを国に対して求めてまいります。